株式会社イセイ興産	大阪府大阪市平野区瓜破東八丁目三番二号	とび
株式会社セフテック	大阪府堺市美原区丹上三百五十一番四	とび

備考　表中の「〃」の記載は注記である。

［項を加える。］

［項を加える。］

○法務省告示第三百四十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月十九日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　イ以外の実習実施機関	ロ　イ以外の実習実施機関

各称	所在地	実習内容
［略］		
信越明星株式会社	長野県上田市秋和九百四十二番地	製麺、惣菜製造業
［略］		

名称	所在地	実習内容
［同上］		
信越明星株式会社	長野県上田市秋和九百四十二番地	製麺
［同上］		

備考　表中の「〃」の記載は注記である。

○法務省告示第三百四十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月十九日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関	イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
清水商事株式会社	新潟県新潟市中央区堀之内五十五番地一	惣菜製造業

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

備考　表中の「〃」の記載は注記である。

○法務省告示第三百五十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月十九日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　イ以外の実習実施機関	ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社橋建	北海道旭川市豊岡六条四丁目四番十号	型枠施工

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

備考　表中の「〃」の記載は注記である。